## 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項 に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和元年度)

줖	登 記	所	r 2	<u>,</u>	所有者等の探索の対象となる地域
不	動産	登言	去 務 己 部		茨城県ひたちなか市大字中根
		方 ž 登 i	去 務 记 部		茨城県ひたちなか市大字高場
日	立	3	支	局	茨城県日立市東大沼町二丁目
常	陸太	田	支	局	茨城県常陸太田市亀作町
常	陸太	田	支	局	茨城県常陸太田市高貫町
常	陸太	田	支	局	茨城県久慈郡大子町大字矢田
土	浦	3	支	局	茨城県土浦市高岡
下	妻	3	支	局	茨城県坂東市山
つ	くは	:出	張	所	茨城県つくば市谷田部
取	手	出	張	所	茨城県つくばみらい市南太田
取	手	出	張	所	茨城県牛久市猪子町
筑	西	出	張	所	茨城県筑西市桑山
筑	西	出	張	所	茨城県桜川市真壁町下谷貝